

機関番号：32689

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2008～2010

課題番号：20720028

研究課題名(和文) 表象文化としての都市印章

研究課題名(英文) City Seals as Representational Culture

研究代表者

古川 誠之 (FURUKAWA MASAYUKI)

早稲田大学・文学学術院・助教

研究者番号：10409617

研究成果の概要(和文)：

都市印章は、動的な歴史過程としての中世都市の自己認識から生み出されると同時に、自己認識それ自体をつくり出す媒体である。つまり都市印章はデュルケムの言う社会的表象を示す史料である。この表象が伝える都市のイメージは、しばしば考えられてきたような世俗的性格を持つものではない。むしろキリスト教的図像学の枠内に都市を留め、都市自らが一つの宗教的共同体であると自己認識していたことを示す。都市印章が都市の置かれていた多面的な権力関係とその自己認識とを表象することを、本研究では明らかにした。

研究成果の概要(英文)：

City seals, which have taken forms through self recognition of medieval cities in the dynamic transition of history, are at the same time the media through which the cultural identity is generated. In other words, city seals are historical materials of social representation, as defined by Durkheim. Contrary to the prevalent assumption, nature of cities represented in those symbols often does not demonstrate secular characteristics. Rather, they depict the identities of cities within the boundaries of Christian iconography, in which the cities viewed themselves as integrated religious communities. This study can demonstrate that city seals represent the multidimensional power relationships the cities took parts in and their self perceptions in such circumstances.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学・美学・美術史

キーワード：西洋史、美術史

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 西洋史学の伝統的なパースペクティブのもとでは、ヨーロッパ中世都市はひとつの革新的な発展段階として、すなわちある時期に「成立する」ものとして理解されてきた。そのため「ヨーロッパ中世都市はいつ成立したのか」との問いが立てられてきた。これに対し、近年の都市社会学をはじめとする人文・社会科学の広範な領域において、いわゆる社会構造的なパースペクティブが知られるようになった。このパースペクティブのもとでは、先の問いは「ヨーロッパ中世都市はどのように成立していったのか」と言い換えることができる。すなわち前近代における都市現象の動的な把握を問うことが可能になった。

(2) とりわけ社会構造的なパースペクティブのもとでは、都市現象をただ物理的、法制度的、社会経済的な諸機能の束に還元するのではなく、それら諸機能の束をまとめるための前提が着目される。すなわち、中世都市に触れまたは自らが生きる同時代人が、都市をどのようにイメージし、またそのイメージに規定された生活を送ることになるのか、という点が重要である。歴史事象に相對した主体がイメージを生み出し、そのイメージに自らが規定されるという、この再帰的な関係を、デュルケムのいう「社会的表象」として解釈することが可能であろう。本研究ではヨーロッパ中世都市のイメージをめぐる上述の関係を、社会心理学者セルジュ・モスコヴィッチの規定にしたがい「表象」の問題として把握し、本研究の基本的視角とした。

(3) 前項のように歴史現象を解釈しようとするならば、「ヨーロッパ中世都市」概念はひとつの文化的表象である。言い換えるならば、それはある時期に「成立する」ものではなく、表象の生成変化とともに絶えず変化し続ける動的な歴史過程である。したがって「ヨーロッパ中世都市」の歴史解釈をおこなうためには、先述の再帰的な関係と動的歴史過程をふまえた作業が必要だと考えられる。これが本研究成果当初の背景である。

## 2. 研究の目的

(1) 前項において明らかとなった課題に答えるために、歴史学ディシプリンにおいてはひとつの問題が生じる。すなわち、いかなる史料を用いればそのような再帰性および動的過程をふまえた解釈を行うことが可能だろうかという問題である。論拠としての歴史史料をいかに通時的な過程の証明に用いることはひとつの課題である。この課題はいくつかの研究上の前提の超克のために考慮しな

くてはならない。

(2) 歴史学ディシプリンが基本的に依拠してきた社会理論、すなわちマックス・ウェーバーによる都市の類型論においては、ヨーロッパ中世都市はそれ自体がひとつの独自の類型であって、比較対象はアジア都市に向けられている。したがってこの類型論は一回性の歴史動態（すなわち文明）を比較するための方法論であると評価することができる。言い換えるならば、それはヨーロッパ中世都市内部の差異、とくに個々の都市が「経験した」再帰性および動的過程をあとづけるための方法論ではない。加えて、論拠としての歴史史料は、それが「共時的に」、すなわちある歴史史料が出現したその時点での「社会の現状」をうつしだす鏡として理解される限りにおいて、先述の再帰性および動的過程を十分に受け止めることができない。

(3) 本研究ではしたがって、文化的表象としてのヨーロッパ中世都市が「どのように成立していくのか」をあとづけるために歴史史料を用いる方法論を探ることを、その基本的な目的とした。歴史史料が現実の鏡であると同時にその現実を生み出す契機となった可能性を提示できるならば、動的過程としての都市現象を描くことができるし、その裏面として表象文化としての歴史史料を語るができると思われるからである。

(4) 以上のような基本方針にもとづいて、検討すべき歴史史料として「都市印章」をとり上げる。印章制度は世界各地に広く分布し、また古代以来知られた文化システムである。しかし12世紀以来派生してきた「都市印章」は、印章史家ディーダリヒによれば「まったく新しい革新」であるとされる。たしかにヨーロッパにおける印章はながらく、王をはじめとする個人が用いた「権力の表象」であった。しかし、いわゆる「ヨーロッパ中世都市の成立」の時期に前後して、集団を表象する都市印章が現われたことで、同時代に集団主義社会の成立をみとめることができる。とりわけ重要な点として、都市指導層が都市印章の図案を刻ませ、公の場で印章を使用するさまを示した、という事実がある。

(5) つまり、都市印章とは本研究の課題のために適した歴史史料であると評価することができる。歴史事象を事後的にうつしだす鏡としてだけでなく、都市印章の作成および使用それ自体が「ヨーロッパ中世都市」という表象を反映し、創り出した可能性を推測しうる。したがって、都市印章の出現とその利用を、歴史過程としてのヨーロッパ中世都市「成立」のコンテクストと関連づけて解釈し、ひとつの表象文化として論じる。以上を本研究の目的とした。

### 3. 研究の方法

(1) 前項の目的を果たすための、歴史史料としての都市印章が提示する情報をどのように解釈するかという点がまず問題となる。したがって都市印章そのものの解釈と比較検討が方法上の第一の軸となる。これに対し、中世都市共同体の成立をあとづけるための従来の歴史学的方法が第二の軸となる。

(2) 都市印章自体が提示する情報は大別して三種類に分類される。すなわち印章図像と銘文 *Legende*、そして印章が付された証書史料との関係である。この三種類の情報は互いに結びつきあってひとつの表象を形作る。したがって印章は第一に物質的オブジェクトであるが、その物質としての性格は史料としての印章の要素のうち（重要ではあるが）部分的な役割しか果たさない。

①都市印章の図像はすでにディーダリヒの研究に関連して示唆したように、ヨーロッパの印章のなかでは「新しい」性格を示している。メロヴィング朝以来、ヨーロッパの印章が示す図像は本質的に単独の人物像を示してきた。これに対して、12世紀前後には人間像を必ずしも主としない、いわゆる都市略記号図印章 *Stadtabbreviatursigel* のタイプがあらわれてくる。このタイプは、同時期に優勢となる印章類型である聖人像印章と密接にかかわりあいながら、初期の都市印章のモデルとしての役割を果たしたように見える。この新たなタイプの印章図像の出現が、いわゆる「中世都市の成立」の時期と並行して生じたことは確認される。したがって図像の出現と、概念としての中世都市の成立との関連性、とくに都市イメージの構築が印章図像から論じることになる。ただし両者の関係は直接的でもなければ疑問なく受け入れられているとも言えない（批判的な立場として、Chr. Winterer, *An den Anfängen der Stadtsiegel*. in: *Die Bildlichkeit korporativer Siegel im Mittelalter*. Köln; Wien 2009, S. 185-208 が挙げられる）。本研究の関心から言うと、印象図像はあくまで図像であり、言語と同様のかたちでバントマンの言う「意味の担い手」になるとは言えない。それでもなお、印章図像は「知の視覚化」を引き起こすという意味において、印章を使用する人間の作用により生じると同時に人間に作用するメディアであるとは言える。したがって近年認識されるようになった、いわゆるイコニック・ターンの動向をふまえた図像解釈を提示する必要がある。

②図像に対してその周囲を取り囲む銘文は、より直接的な言語コミュニケーションの媒介としての機能を果たす。したがって都市印章は、図像と銘文とが組み合わさることにより、現代の我々にとってもアクセス可能な

「意味の担い手」となる可能性を残している。つまり都市印章は文字史料であると同時に文字史料ではないという両義性をもっている。図像と銘文のいずれかの役割を見落とさない努力が必要となる。その上で銘文の役割は、印章作成者あるいはその使用者が印章にこめた意味を直接的に表現するという点にある。したがって銘文は、先の図像と次に述べる証書史料との意味とをつなげる役割を持っている。

③証書史料は伝統的に、それ自体が内包する情報を単独で利用されてきている。しかし中世史研究における近年の文化論的転回をふまえるならば（参照、G. Althoff, *Zum Inszenierungscharakter öffentlicher Kommunikation im Mittelalter*. in: *Von Fakten und Fiktionen*. J. Laudage (hrsg.), Köln; Weimar; Wien 2003, S. 79-93)、証書史料は単なる記録テキストではなく、それ自体が印章と組み合わされて作成された、一組の物質的オブジェクトであり、各種の儀礼において権力や概念を表象する性格を保っている。したがって印章のもつ図像および銘文に加えて、それらが証書テキストとともに共有している意味の表象をあとづける必要がある。

(3) 前項において方法論の第一軸とした印章の意味解釈という方向性は、美術史の意味における調査を必要とする。これに対して、従来の歴史学的調査の成果とすり合わせる必要がある。このすり合わせの作業が、方法論の第二の軸となる。本研究においては、ニーダーライン・ヴェストファーレン州の中心都市ケルンと、中部ライン河流域の歴史都市ヴォルムスを北限および南限として、いわゆる中世都市の成立のプロセスを再考することとした。ケルンとヴォルムスはいずれも、叙任権闘争期において「封建領主にして都市領主たる司教」との権力闘争を経て、いわゆる「自由で自立した」中世都市共同体を打ち立てたと見られてきた都市である。その一方で、かかる中世都市共同体の「自由で自立した」能力、あるいは法人としての能力の証明として、都市印章は伝統的に位置づけられてきた。しかしこのような伝統的理解を受け入れるためには、いわゆる都市共同体の成立の時期と都市印章の出現の時期に有意な相関関係が確認できなくてはならない。また他方で、第一軸で確認された、印章の示す表象が、このような伝統的理解、特に「封建領主たる司教の権力からの解放と自立」というイメージを確認できるものである必要がある。したがって第二軸では、中世都市共同体成立のプロセスをあとづけつつ、表象文化としての都市印章が歴史学の伝統的理解を追認するかどうかを検討する必要がある。以上が本研究の方法論となった。

#### 4. 研究成果

(1) 都市印章はいわば「中世都市が既存の意味の枠組みのなかで自らの存在を語る史料」として評価しうることを確認した。すなわち、ヨーロッパ中世都市はその成立の初期から、自らを「世俗的」とは異なる位相の共同体であると自称していると言える(ただし、ヨーロッパ中世都市について語られてきたこの世俗的性格は、その責任をしばしば負わされているマックス・ウェーバーによる類型化に基づくものではない。この点については本研究課題とは異なる形で明らかにされる必要がある)。都市印章の図像および銘文の解釈は、いかなる意味においても聖俗の二分論に留保を要請する[雑誌論文1、雑誌論文2]。

(2) そのうえで、伝統的に解釈されてきた「封建領主たる司教の権力から解放されることを志向する」中世都市の性格は、むしろこの宗教的意味の枠組みの中にある都市印章の表象によって証明されているとも言える。一見相反する(1)(2)の性格の並存を許す要因として、そもそも中世都市成立期における“封建的”権力ないし正当性に対する再考の必要性が挙げられる。初期都市印章はその図像と銘文から、自らのあらわれや印章行使の権力ないし正当性を、キリスト者の兄弟からなる共同体であるという点に基礎付けていた。これらの基礎を保証するものとして、領主権力具体的には王の権力が位置づけられていた。したがって初期の都市印章はしばしば、王の表象と関連づけられている(ヴォルムス、アーヘンの例)。さもなければ、地上における代権者としての王ではなく、ローカルな教会共同体の保護者としての聖人が印章の図像モチーフに示されることで、王の図像の代替を果たした。したがって初期の都市印章が多様に示す正当性の表象は、一見して多様に見えても、実際にはたった一つの権力、すなわち地上の代権者たる王や守護聖人が基礎づけられているところの、神の正当性の表象に他ならない。このように考えると、中世後期にはますます都市共同体の敵対者として位置づけられていく「封建領主にして都市領主たる司教」の、都市印章成立期の立ち位置や正当性も、そもそもあらためて検討されるべきということになるだろう。中世における司教の権力の性格については、すでにフーコーが「司牧的権力」というタームにおいて、近代的権力との性格の違いを示唆している。都市印章は図像と銘文において、権力の位相の特殊性と王—司教—都市共同体の関係性の独自のあり方を示唆していることが確認できた[雑誌論文3]。

(3) この独自の関係性が、都市共同体を指導する人間(すなわち、いわゆる市民)の立

場を規定していた可能性を指摘できる。すなわち、ライン河流域の司教都市の市民的指導層が、その出自を封建領主たる司教の陪臣(いわゆる家人)層に発していることは、すでに70年代以降確認されてきた。しかしこのことがただちに、都市の指導層と司教との被支配—支配関係を示すものではない。都市印章成立期に、各種の自立的団体(とりわけ大聖堂参事会、修道院共同体、そして都市共同体)がその姿を明らかにすることは知られている。このことはすなわち、ある種の集団主義文化の展開が12世紀前後に花開くこと、都市印章を初めとする団体印章の出現はこの文化と関連していること、そして都市共同体(いわゆる中世都市)の成立もまた、このような歴史動向と関連していることが、都市印章研究から明らかにしうることを示唆している。したがって印章とそれが付された証書史料との意味内容を比較検討することで、司教と都市指導層の多元的な緊張関係—協調関係を明らかにできるといえる。本研究課題の成果としては、特にヴォルムス市の例から、都市印章の表象と王・司教権力との関係、そして都市指導層(いわゆる市民)の出現との関係を一定度明らかにできた[雑誌論文1、雑誌論文3、図書1]。本項の成果はとりわけ、権力関係の網の目としての都市が、発展段階論的に「成立する」というよりも、さまざまな時間的ずれを示しつつ、漸次「成立しゆく」長期間にわたる動態的歴史現象であることを示唆している。その動的過程の結果として、中世末期になってようやく、「都市領主たる司教権力から自らを解き放った、自由で自立した」「世俗的な」中世都市像があらわれてくると想定される。

(4) 他方でこのように生み出された中世都市の表象は、いったんそれが都市印章という物的オブジェクトを媒体として作られたがゆえに、印章に触れるより多くの人間をいっそう規定していくこととなる。すなわち都市の指導層はますます自らをキリスト教的な共同体として自己認識していくことになる。この自己認識は、それ自体が自らの権力と正当性を保証するがゆえに、都市印章の表象を生み出す契機にもなるし、また自らをその表象に縛り付ける役割をも果たすと考えられる。したがって、都市年代記等の文字史料が現われる前の時点で、都市印章という史料類型を通じて「都市のイメージ」が生じたことが、本研究では重要な意味をもつと考えられる。いわば文字が伝える前に、中世都市のキリスト教共同体としての自己認識が現われていると言える。このことは空間としての都市に集住する各種のエスニック集団のうち、ある種の集団が都市指導層として自らを権威づけ、他の集団を抑圧ないしコントロールするという契機が生じた可能性を示唆する。

具体的には、都市に定住するユダヤ人の集団が、いまやはっきりと社会の「異物」、独自の共同体として、なかば強制的に意味づけられていく。みずからが権力保持者となる都市共同体とマイノリティ・エスニック集団の新たな関係性は、都市共同体そのものの新たな表象の成立と関連しあっている[雑誌論文4、5]。

(5) 本研究結果から、主に2種類の展望を導き出すことができた。

①表象としての都市印章が生み出され、文化システムとして機能するコンテキストを担うのは、中世都市の住人全員によるものとはいえない。むしろそれは、ごく一部分の住人である都市指導層の責に帰されるべきものである。彼ら都市指導層は領主である司教の宮廷に関係することによって貴族文化、少なくともそのキリスト教的図像学を反映した装飾技術を模倣する。都市印章の図像と銘文、なによりも証書史料における印章使用の伝統は貴族文化との密接な関係のもとに成立する。したがって表象文化としての都市印章は、ある種の文化資本であり、知的な権力関係の存在を示す媒体である。したがって、このような知的な権力関係が作用するコンテキストを明らかにする必要がある。このコンテキストを成立させる要素として、教会知識人が伝達する神学に基礎づけられた図像体系と、この図像体系を物質的に刻み確定させる金細工師集団の存在が重要である。とくに金細工師の社会分布とその活動は、聖俗要素が密接に結びついた社会における表象のシステムの独自のあり方を示すものと評価でき、都市文化における彼らの社会史的位置付けを明らかにすべきであると言える。

②他方でこの文化システムは、ひとたび生み出されることによって「世俗的な」都市住民が自ら支配者としてあらわれることを可能とする。彼らはますます「自由で自立した」共同体としてふるまうことに慣れ、潜在的な権力ライバルである司教を自らの共同体外へとはじき出す。「封建領主の権力から自らを解放しつつ中世都市」としてのナラティブはこのシステムのもとで生み出され、強化される。したがってこのナラティブは中世の一時期に突如として成立するものではなく、長期間をかけて成立するということができる。中世後期に生み出された多くの都市年代記、そして近世における宗教改革において都市自らが「聖なる共同体」として、自らの宗教的帰属を選択する資格があると主張する動向はこのプロセスの一部をなしている。中世都市は世俗的なのではなく、「より世俗化していく」歴史現象なのだとと言える。しかし中世都市は世俗化していくと同時に(あるいはそれゆえに)聖的な歴史現象である。そのため「成立した」中世都市は、都市空間内に存在

する多くのエスニック・マイノリティを、自身の聖的な自己認識に基づいて周縁化し、支配しようと試みることになる。ユダヤ人をはじめとするエスニック集団の共同体としての姿が中世後期にかけきわだちてあらわれてくる(その空間的な刻印としてゲッターの成立を語る事が可能である)のは、表象文化としての都市印章が示唆する、ある都市イメージ(表象)の再帰性をもたらす過程であると言える。したがって中世都市におけるエスニック集団の位置付けを明らかにすることは、このような表象の支配の特徴的なあり方を述べることにつながるだろう。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

1, i. 古川誠之, ii. 鍵、竜、そして船: ドイツ中世都市印章の表象, iii. 東北学院大学オープン・リサーチ・センター『ヨーロッパ・グローバリゼーションと諸文化圏の変容: 研究プロジェクト報告書』, iv. 無, v. 4, vi. 2011, vii. 48-63

2, i. 古川誠之, ii. 中世ドイツ都市印章研究と「都市の表象」, iii. 西洋中世研究, iv. 有, v. 2, vi. 2010, vii. 161-178

3, i. 古川誠之, ii. 都市印章の生成と「一つの都市」: 共同体のイメージと王権支配, iii. 西洋史論叢(早稲田大文学研究科), iv. 無, v. 32, vi. 2010, vii. 35-46

4, i. Furukawa, Masayuki, ii. Flee or be removed: persecutions of the Jews in late medieval Germany, iii. Soyang Chungsesa Yongu, iv. 無, v. 26, vi. 2010, vii. 1-24

5, i. 古川誠之, ii. 離散か転居か。中世後期ドイツにおけるユダヤ人迫害, iii. 史観, iv. 無, v. 163, vi. 2010, vii. 69-85

[学会発表](計4件)

1, i. 古川誠之, ii. 表象文化としての都市印章: 比較都市史研究のために, iii. 比較都市史研究会, iv. 2011年4月16日, v. 早稲田大学(東京都)

2, i. Furukawa, Masayuki, ii. Exil oder Ortsveränderungen? Judenverfolgung und Organisationsformen im Deutschland, iii. The Committee for the Japanese-Korean Symposium on Medieval History of Europe, iv. 2010年4月30日, v. 高麗大学(ソウル市)

3, i. 古川誠之, ii. 13世紀ヴォルムス都市共同体における第一協約の役割, iii. 東北学院大学オープンリサーチセンター合同研究会, iv. 2009年8月29日, v. 東北学院大学(仙台市)

4, i. 古川誠之, ii. 「都市的ミニステリアル論」のいまとヴォルムス共同体, iii. 歴史学研究会中近世合同部会, iv. 2009年7月19日, v. 早稲田大学(東京都)

〔図書〕(計1件)

1, i. 森原隆(編)、共著者の一人として古川誠之, ii. 成文堂, iii. ヨーロッパ・エリート支配と政治文化, iv. 2010, v. 167-185

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

古川 誠之(FURUKAWA MASAYUKI)  
早稲田大学・文学学術院・助教  
研究者番号: 10409617